
笑顔輝く地域づくり 支援事業

《応募要項》

平成30年4月
浦幌町

1 笑顔輝く地域づくり支援事業とは

この支援事業は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、住民活動を行う団体が実施する地域の公益的な活動に対し、町が事業費の一部を補助したり、事業の支援を行うことにより、地域課題の解決や地域コミュニティの醸成、町民と町の協働のまちづくりを推進することを目的とします。

町では、この事業を活用することにより、新しい団体の設立や既存団体における新たな公益的事業の実施など、魅力あるまちづくりを推進する取り組みを支援します。

※住民活動団体とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体等公益活動を主目的にする団体だけでなく、行政区、各種実行委員会、趣味のサークル等の民間団体をいいます。

※公益的活動とは、住民活動団体が町内において不特定かつ多数の町民の利益の増進に寄与する活動をいいます。ただし、町から他の制度による補助等を受けている事業、平成26年度以降に同一の事業において、この支援事業の支援を5回受けたことがある事業は、この事業の対象としません。

2 申込みができる団体

支援の対象となる団体は、次の（1）から（5）に掲げるすべての要件を満たしている団体です。

- （1） 町内に活動拠点を有するか、又は町内で活動の主要な部分を行っていること
- （2） 主な構成員が町内在住、又は在勤者であること
- （3） 構成員が3人以上であること
- （4） 営利を目的としないこと
- （5） 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと

3 支援の内容

町が行う支援の内容は、次のとおりです。

- （1） 支援対象事業に要する経費に対する補助
- （2） 町広報媒体への掲載等の協力
- （3） 公益性を高めるための他団体との連絡調整
- （4） 町有施設の利用
- （5） 適正な名義使用承諾手続きを経た町の後援及び共催名義の使用
- （6） その他町長が事業実施に必要と認めた支援

4 支援対象事業及び支援対象事業の実施期間

住民活動を行う団体が町内で行い、不特定かつ多数の町民の利益の増進に寄与する公

益的活動が対象となります。ただし、懇親だけを目的とする事業や単なる娯楽や趣味の事業、特定の方だけが参加する事業、営利を目的とする事業、公序良俗に反するもの、政治・宗教・選挙活動は対象外となります（別表1「支援対象事業例」を参考にしてください）。

また、事業実施期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に実施される事業が対象となります。

5 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、おおむね次のとおりです。ただし、団体の事務所等の維持経費（事務所の家賃・光熱水費等）、交際費、慶弔費、食糧費、団体の構成員に対する人件費、最終的に個人の所有に帰す物品等、町長が社会通念上適切でないと認めた経費は、補助の対象となりません（別表2「補助対象経費・対象外経費」を参考にしてください）。

費 目	経費の内容
報 償 費	講師・専門家への役務の提供等に対する謝礼
旅 費	交通費等
需 用 費	消耗品費（用紙、文具等）、印刷製本費（チラシ、ポスター等）
役 務 費	通信運搬にかかる経費（郵便料等）、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料等
備 品 購 入 費	器具、機材等の購入費
そ の 他 の 経 費	上記のほか事業の実施に必要で、町長が認める経費

※補助の対象とならない経費が必要な場合は、参加費・会費を徴収するなどの工夫をして対応してください。

※備品を購入する場合は、別添の「笑顔輝く地域づくり支援事業実施要綱により購入した備品の取扱い」をご覧ください。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、一事業あたり20万円を上限とします。

※大きな成果が期待されるなど、町長が特に認めた場合に限り、20万円を超えて補助される場合があります。

7 募集期間及び応募書類提出先

「8 応募に必要な書類」をすべてそろえ、直接ご持参いただくか、郵送により、次の期間中にご提出ください（ファクス、Eメールでの提出はできません）。

- (1) 募集期間 予算額に達するまで、毎月15日締め切り（15日が土・日・祝祭日の場合は、直後の平日）。
- (2) 受付時間 土・日・祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出先 まちづくり政策課（役場庁舎2階）
〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地6
浦幌町役場「まちづくり政策課」行
※持参する場合は、浦幌町役場上浦幌支所においても受け付けます。

8 応募に必要な書類

- (1) 笑顔輝く地域づくり支援事業申請書（様式第1号）
- (2) 実施団体概要（別紙1）
- (3) 事業計画書（別紙2）
- (4) 事業収支予算書（別紙3）

※審査に際し必要がある場合は、他の書類等の追加をお願いすることがあります。

※必要書類は、ホームページからもダウンロードできます。

〈ホームページアドレス〉 <http://www.urahoro.jp/chosei/egao/index.html>

※書類の記入にあたっては、別紙の記入例を参照願います。

9 審査方法、審査基準及び決定

- (1) 審査方法及び決定 浦幌町課長会議が、審査基準に基づき、提出された応募書類により審査し、町長は、同会議の判定を尊重し、支援の可否を決定します。
- (2) 審査基準 審査基準は、次の項目で行います。
- ① 事業の公益性
 - ・地域課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。
 - ・浦幌町のまちづくりの担い手を創出するなど、付加価値を生み出すことが期待できるか。
 - ・時代の要求、社会状況、町民ニーズなどを適正に捉えているか。
 - ② 事業の先駆性・独創性・専門性
 - ・内容、手法に先駆性、独創性、専門性があり、新たな事業展開が期待できるか。
 - ③ 事業収支の適正性
 - ・予算の見積は適正か。
 - ・費用対効果が評価できるか。
 - ・寄附、協賛金の呼びかけ、参加費などの受益者負担の妥当性などはあるか。
 - ④ 事業の有効性

- ・自主的な情報収集や情報発信を行うなど事業内容を広く発信するものであるか。
 - ・事業の対象者は幅広く設定されているか。他の町民や地域への波及効果（広がり）があるか。
- ⑤ 事業の継続性
- ・事業終了後の継続的（概ね1年以上）な事業展開が見込めるか。

10 決定通知

支援の決定又は不決定の通知は、文書により申請団体にお知らせします。決定の場合は、補助金の交付決定額も併せて通知します。なお、支援に際して、条件がつく場合があります。

11 補助金の交付

- (1) 補助金の交付 補助金の交付を受けた団体は、補助金の概算払（交付決定額の全額）を請求することができます。
- (2) 補助金額の確定 支援対象事業終了後、「13 実績報告及び成果報告」の各報告書を提出していただきます。内容を審査して、補助金交付額を確定します。交付確定額が、すでに交付された金額より大きい場合、その差額を交付します。また、交付確定額を超える金額の補助金を既に交付している場合は、その超える金額について返還いただきます。

12 事業の表示

補助事業を実施するときは、ポスター、チラシ、看板、広報誌等に「浦幌町笑顔輝く地域づくり支援事業の支援を受けています。」と明記してください。

13 実績報告及び成果報告

支援を受けた団体は、事業終了後30日以内に、次の書類を提出願います。

- (1) 笑顔輝く地域づくり支援事業完了報告書（様式第5号）
- (2) 事業実績報告書（別紙1）
- (3) 事業収支決算書（別紙2）
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 事業の内容が分かる写真・チラシ・プログラム

※事業実績の確認のため、必要がある場合は、他の書類等の追加をお願いすることがあります。

14 情報の公開

この支援の申請及び実績報告に関する書類は、原則すべて公開とし、支援決定及び補助金の確定時に団体の名称、概要、補助事業の内容、事業成果等を町広報誌、町ホームページ等で公表します。

15 その他

違法、不当な行為があった場合、不正な手段等により補助金の交付を受けた場合、または浦幌町補助金等交付規則、笑顔輝く地域づくり支援事業実施要綱に反する行為があった場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、補助金を返還していただきます。

16 お問い合わせ先

浦幌町役場 まちづくり政策課 まちづくり推進係

〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町15番地6

TEL 015-576-2112 / FAX 015-576-2519 / E-mail mati@urahoro.jp

別表1「支援対象事業例」

地域課題への対応や地域コミュニティを活性化する事業であれば分野は問いません。以下に挙げたものはあくまでも一例です。アイデアあふれる事業を募集しています。

1	防犯・防災活動事業
	(1) 防犯・防災訓練・啓発・巡視（地域見守りパトロールなど） (2) 防犯・防災用品の整備（自主防犯・防災組織による用品の購入など） (3) 危険箇所マップ作成
2	地域活性化事業
	(1) まちづくり講演会・フォーラム等の開催 (2) イベントの開催（新たなイベントの研究・開催、既存イベントの拡充など） (3) 世代間交流事業（コミュニティ農園、スポーツ交流、地域交流カフェなど）
3	環境美化事業
	(1) 植樹等の緑化 (2) 清掃・花壇整備 (3) 美化施設整備（ごみ箱やポイ捨て看板の設置など）
4	子どもの健全育成事業
	(1) 学習支援（長期休業期間における子供の学習支援など） (2) 子ども居場所づくり（放課後や長期休業期間における子育て支援など） (3) 親子ふれあい事業（親子ふれあい料理教室など）
5	高齢者・障がい者支援事業
	(1) 高齢者の居場所・生きがいづくり（集まる場所と昼食の提供など） (2) 障がい者の外出支援（外出介助など） (3) 障がい児と健常児の交流キャンプ

※サークル活動のように仲間だけの活動や特定の人を対象としたものは対象外となります。

別表2「補助対象経費・対象外経費具体例」

本表は、あくまでも例示として示すものであり、補助対象となる経費は個々の事案により判断をさせていただきます。

費目	補助対象となる経費の例	補助対象とならない経費の例
1 報償費	①講演会などの講師謝礼 ②司会進行役・有償スタッフ謝礼 ③託児支援への謝礼（保育士等）	①団体構成員への謝礼 ②謝礼金代わりの菓子折り・弁当等の飲食物・金券 ③手土産代・賞品・記念品等
2 旅費	①講師等の交通費（実費） ②講師等との打合せの交通費（実費） ※公共交通機関利用に限る。	①団体内部の打合せや事業実施場所への集合にかかる交通費 ②日当・駐車場代
3 需用費	①1品1万円未満の物品（筆記具・文房具・用紙・プリンタ用インク・記録媒体等） ②チェーンソーや刈払い機用の燃料費等 ③パンフレット、ポスター印刷代 ④コピー代 ⑤事業の実施に必要な食材	①飲食物 ②事務所の光熱水費 ③自家用車のガソリン代 ④修理代 ⑤書籍・図書購入等
4 役務費	①郵送料（切手、はがき、送料） ②広告費（新聞折込料等） ③保険料（イベント保険）	①電話料金 ②参加者が任意で加入する保険料等
5 使用料及び賃借料	①講習会、講演会会場使用料 ②事業実施に必要な物品の借用（レンタル会社等からの借用）	①パソコン（インターネット）等回線使用料、サーバ等レンタル料 ②土地や事務所、車両の借上料
6 備品購入費	①啓発用看板等の製作・購入費 ②清掃活動に必要な清掃用具 ③防犯パトロールや清掃活動時に着用するベスト等の貸与物品（団体が貸与物品として管理）	①事業終了後個人の所有となり、個人の利益となる物品 ②生き物（動物・昆虫等）
7 その他の経費	①会場設営委託料 ②看板等製作に係る原材料	

(別添)

笑顔輝く地域づくり支援事業実施要綱により購入した備品の取扱い

制定 平成25年10月18日浦政策第822号（町長決裁）

笑顔輝く地域づくり支援事業実施要綱（平成22年浦幌町告示第46号。以下「要綱」という。）により購入した備品（以下「備品」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

- 1 備品とは、比較的長期（通常の状態でおおむね3年以上程度）の使用に耐える物品であって、その取得単価がおおむね1万円以上の物品（浦幌町財務規則（平成17年浦幌町規則第10号）別表5の規定に該当するもの）をいう。
- 2 支援決定団体は、備品を善良なる管理者の注意をもってこれを取扱うものとする。
- 3 備品は、公益的・公共的団体及び町等が実施する公益的な活動で使用する場合は、無償により貸与するものとする。ただし、支援対象事業の実施に支障をきたす場合を除く。
- 4 支援決定団体が解散等により消滅した場合の備品の取扱いは、従前の支援決定団体の権利義務を承継しているとみなすことができる団体等に備品の所有権を移転する。この場合において、従前の支援決定団体の権利義務を承継しているとみなすことができる団体等がないときは、本町に返還するものとする。
- 5 支援対象事業の廃止等により、当該事業を継続実施しなかった場合の備品の取扱いは、本町に返還するものとする。
- 6 本町に返還された備品は、公募等により売却するものとする。ただし、町が継続使用する場合を除く。

笑顔輝く地域づくり支援事業申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

浦幌町長 あて

住 所 浦幌町字〇〇
申請者 団 体 名 〇〇地域見守りパトロール隊
代 表 者 隊長 浦 幌 一 郎 ④

笑顔輝く地域づくり支援事業の支援を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 事業種別（該当するものを□で囲みください）
 自主事業 / 協働事業
- 事業名
地域見守りパトロール事業
- 支援内容
補助金交付申請額（事業に要する経費） 金 200,000円（270,660円）
その他の支援 ① 広報誌への掲載（防犯教室開催の周知）
② 町有施設の利用（情報交換会開催会場）
- 事業実績（該当するものを□で囲みください）
今年度開始する新規事業 / 継続事業（平成21年頃から）
- 国又は地方公共団体等から他の制度による補助金の受給状況又は予定の有無について（該当するものを□で囲みください）
有 / 無（「有」の場合は、補助団体名称と受給額又は予定額を記入ください。）
補助団体名称：
補助金額：
- 添付書類
（1） 実施団体概要（別紙1）
（2） 事業計画書（別紙2）
（3） 事業収支予算書（別紙3）

実 施 団 体 概 要			
設 立 時 期	昭和・平成 21年		
設 立 目 的	〇〇行政区、□□行政区の2行政区が中心となり、地域の安全安心を目指す。		
主 な 活 動 内 容	△△小学校の登下校時のパトロールと、地域の一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に取り組んでいる。		
団 体 員 数	30名 (町内 30人・町外 0人)		
担 当 者 連 絡 先	役職・氏名	会計 浦幌花子	
	住 所	浦幌町字〇〇	
	電話番号等	TEL : 015-576-**** / FAX : 015-576-****	
	E - m a i l	****@plala.or.jp	
役 員 ・ 構 成 員 名 簿			
氏 名	所 属 団 体 (複数団体で構成されている場合)	住 所	在 勤 場 所 (住所が浦幌町外の場合)
1 (代表者) 浦幌一郎	〇〇行政区	浦幌町字〇〇	
2 浦幌花子	〇〇行政区	浦幌町字〇〇	
3 上浦幌二郎	□□行政区	浦幌町字□□	

※1 ここに記載する団体の構成員は、町内に在住・在勤しており、実際に団体の運営に係わっている方を記載してください。

※2 団体が3名以上の場合は、代表者も含め3名だけを記載してください。

※3 この名簿は、団体が3名以上で構成されているかを確認するものであり、この名簿で取得した個人情報は、他の目的に一切使用しません。

事業計画書			
事業目的・内容 期待される効果	<p>行政区会員が中心となり、PTAや地元商店街、地域住民と連携して見守りパトロール隊を編成し、小学生の登下校の時間を中心に、パトロールを実施します。また、高齢者宅を訪問し、安否確認や外出支援を行うことにより、孤立化（ひきこもり）を防ぎます。</p> <p>子どもたちが参加する防犯教室と交流会を定期的に行い、地域の大人と子どもが触れ合う中で、つながりを強めることを目指します。また、本事業をモデルとして、町民の防犯意識が高まるとともに、町内の各地域に同じような取り組みが波及し、安全で安心なまちづくりが推進されることを目的とします。</p>		
事業日程表及び具体的な取組	平成〇〇年4月	パトロール隊の編成計画・調査	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校のPTAへパトロール隊への協力を依頼する。既に実施している場合は、合同で行ってもらえるよう依頼する。 ・地域住民へパトロール隊への協力を依頼する。チラシを作成し回覧・各戸配布。 ・通学路や近隣の状況を調査し、パトロールの経路を決める。 ・パトロールや見守り活動には、地元商店街にも協力を依頼し、地域全体で取り組めるようにしたい。 ・パトロール隊の情報交換会を2か月に1回行い、情報交換や問題があれば解決・改善を図っていく。 ・講師を依頼し防犯教室（2回）を開催する。その後、地域のつながりを強めるため交流会を開催する。
	5月	パトロール経路、見守り高齢者宅の決定	
	6月	パトロール実施（3月まで）	
	7月	情報交換会	
	8月	防犯教室・交流会	
	9月	情報交換会	
	10月		
	11月	情報交換会	
	12月		
	平成〇〇年1月	情報交換会	
	2月	防犯教室・交流会	
	3月	1年間の活動の反省会、来年度への引き継ぎ	
	事業完了予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

事業収支予算書					
費目		金額(単位:円)		内容・内訳 (補助金を申請しないものは●をつける)	
		事業予算額	内補助金申請額		
支 出	報償費	①講師謝礼金	40,000	40,000	①防犯教室講師謝礼(20,000円×2回)
		②保育士謝礼	16,000	16,000	②保育士謝礼(防犯教室開催時)4,000円×2人×2回
		小計	56,000	56,000	
	旅費	①講師交通費	4,160	4,160	①防犯教室講師鉄道料金(帯広⇄浦幌)2,080円×2回
		小計	4,160	4,160	
	需用費	①文具	5,000	5,000	①インクカートリッジ1,000円×5個
		②交流会食事等	20,000	0	②●交流会食事等20,000円
		③用紙	4,000	4,000	③チラシ用等A4上質紙4,000円
		④ポスター印刷	7,500	7,500	④啓発用ポスター印刷150円×50枚
		⑤活動報告書印刷	10,000	10,000	⑤活動報告書印刷代100円×100冊
	小計	46,500	26,500		
	役務費	①はがき	10,000	10,000	①防犯教室案内用50円×100人×2回
		小計	10,000	10,000	
	使用料及び賃借料	①会場使用料	4,000	4,000	①交流会会場借上料2,000円×2回
		②機材借上料	10,000	10,000	②防犯教室用機材借上料10,000円
		小計	14,000	14,000	
	備品購入費	①看板	60,000	60,000	①啓発用看板30,000円×2枚
		②ベスト	60,000	9,340	②防犯パトロール用ベスト2,000円×30枚(●50,660円行政区助成金)
		小計	120,000	69,340	
	その他の経費	①ポスターデザイン料	20,000	20,000	①ポスターデザイン料20,000円
小計		20,000	20,000		
合計		270,660	200,000		
収 入	補助金		200,000	町補助金	
	会費				
	参加費		20,000	交流会参加費	
	その他		50,660	行政区助成金	
	合計		270,660		